

開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について

〔 昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野治第 2523 号 〕
〔 林野庁長官から各都道府県知事あて 〕

[最終改正] 平成 17 年 3 月 3 日付け 16 林整治第 2123 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 の開発行為の為の許可（以下「開発許可」という。）と他の制度による許認可との調整等については、下記のとおり措置されるよう配意されたい。

記

- 1 開発許可の運用は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による自然公園の区域ならびに自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域に係る許可の運用と十分連絡調整を図って行うこと。
- 2 開発許可と都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 8 条第 1 項又は都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 14 条第 1 項の規定による許可とは、同時審査及び同時処分を行うように都道府県の林務部局と都市計画部局（都市計画法又は都市緑地法による許可権者が都道府県知事以外の者である場合にあつては、当該許可権者）とは、あらかじめ十分連絡調整をすること。
この場合において、都市計画法第 34 条第 10 号イに掲げる開発行為については、開発審査会に附議する前に速やかに調整を図るものとする。
また、都市緑地法第 8 条に規定する届出等と開発許可との適正な運用を期するため、都道府県の林務部局と都市計画部局とは、相互の連絡体制を整備するよう十分連絡調整をすること。
- 3 法第 10 条の 3 の規定による処分と都市計画法第 81 条第 1 項の規定による処分に当たつては、相互に十分連絡調整をとつて行うものとする。
- 4 開発許可の申請が、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 18 条若しくは第 20 条、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 8 条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 10 条又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 14 条の規定による処分に係る場合にあつては、これらの法律を所管する行政庁又は担当部局とあらかじめ十分連絡調整をすること。
また、開発行為により洪水調節池等を設置し、河川に排水する場合にあつては、あらかじめ河川管理者と十分連絡調整をすること。
- 5 法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく開発行為の許可を行おうとする場合においては、

事前に十分な時間的余裕をもって関係河川管理者（指定区間については都道府県知事とする。）に通知し、同項第1号の2に係る要件について河川管理者（指定区間については都道府県知事とする。）との協議が整った後でなければ当該許可は行わないこと。

なお、この場合、国土交通省は、このことをもって開発許可手続きの遅延を招くことのないよう迅速な処理に努めるよう河川管理者を指導することとされているので念のため申し添える。

- 6 第10条の2第2項第1号の2に規定する「水害」には、土砂の流出又は崩壊に関連するもの（特に土砂の流出又は崩壊に起因する洪水並びに土石流、泥流、地すべり、がけ崩れ、雪崩及びこれらに伴う洪水により生ずる災害）が含まれないこと、同号が創設されたことによつて、「当該開発行為をする森林」及び「当該機能に依存する地域」における河川局所管事業の実施及び砂防指定地、地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域の指定が何ら影響されることはないこと、並びに同号が創設されたことによつて、地すべり等防止法第51条第1項第2号に定める「保安林に準ずべき森林」の範囲が従来と何ら変わるものでないこと。
- 7 都市計画事業の施工として行う開発行為及び土地区画整理事業として行う開発行為について、都市計画法第59条第5項及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項及び第14条第1項の認可を行うに当たつては、都市計画部局はあらかじめ林務部局と十分連絡調整を行うこととすること。
- 8 開発許可の申請に係る事業の計画区域内に農地法（昭和27年法律第229号）第4条、第5条又は第73条の規定により転用が制限される土地が含まれる場合には、開発許可又は転用許可に関する処分にあつては、都道府県の林務部局と農地担当部局（農地法のこれらの規定による許可権者が農林大臣である場合には、地方農政局（沖縄にあつては沖縄総合事務局、北海道にあつては構造改善局））とは、あらかじめ十分連絡調整を図ること。
- 9 法第10条の3の規定による処分又は農地法第83条の2の規定による処分をするにあつては、相互に十分連絡調整をとつて行うものとする。
- 10 開発許可と農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の15の許可とは同時審査及び同時処分を行うように都道府県の林務部局と同法の担当部局とはあらかじめ十分連絡調整を図ること。
- 11 法第10条の3の規定による処分又は農業振興地域の整備に関する法律第15条の16の規定による処分をするにあつては、相互に十分連絡調整をとつて行うこと。
- 12 開発許可の申請が鉱業権者又は租鉱権者から鉱業権又は租鉱権の実施としてあつた場合には、できうる限り鉱物資源の有効利用を図る趣旨で処理するものとし、不許可その他の制限を行うにあつては、あらかじめ、所轄通商産業局長に協議し、意見を整えた上で処分を行うこと。
- 13 法第10条の2の開発行為の許可をする際には、その度にその旨を都道府県公安委員会に通知すること。